

広島県告示第四百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
鍵谷一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

東広島市	高屋町	高屋東	大字	地番	標柱番号
		二八〇四番二地先里道敷			標柱一号
		二七九四番一			標柱二号及び三号
		二七九三番一			標柱四号
		二七八五番一			標柱五号

2 次に掲げる土地に存する標柱六号から十二号までを順次結んだ線及び標柱六号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

東広島市	高屋町	高屋東	大字	地番	標柱番号
		二七九九番			標柱六号
		四三四三番一			標柱七号、八号及び九号
		四三四五番一			標柱一〇号
		二七六八番			標柱一一号
		二七六九番一			標柱一二号